

契約書（案）

1. 契約件名 登録相談窓口業務請負契約
2. 仕様 別紙仕様書のとおり
3. 契約金額 円（消費税及び地方消費税含む）
4. 契約期間 令和3年3月25日～令和3年3月31日
5. 履行場所 仕様書のとおり
6. 契約保証金 免除

上記について、支出負担行為担当官 北海道運輸局長 加藤 進を発注者とし、【契約相手先】 を受注者として、次の条項により契約を締結する。

（総則）

- 第 1 条 受注者は別紙仕様書に基づき登録相談窓口業務を行うものとする。
- 2 受注者は、発注者の指示に従って登録相談窓口業務を実施しなければならない。
 - 3 受注者に指示をする発注者の指定する職員は、首席運輸企画専門官（登録担当）とする。

（権利義務の譲渡等）

- 第 2 条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずにこの契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。

（代金の支払）

- 第 3 条 受注者は、契約金額を請負の期間満了後に、発注者に請求するものとする。
- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。
 - 3 発注者は、発注者の責に帰する事由により前項の約定期間内に代金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年2.6%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

（請負者責任）

- 第 4 条 受注者は、本契約の登録相談窓口業務遂行者に対し、請負者としての責任を負うものとする。

(損害賠償責任)

第 5 条 受注者は、下記に掲げる一の事由が生じたときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受注者が、登録相談窓口業務の実施に関し、発注者または第三者に損害を与えたとき。
- (2) 次条の定めにより、本契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(秘密の保持)

第 6 条 受注者は、この契約の実施にあたり、知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第 7 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が契約の解除を申し出たとき
- (2) この契約に関して受注者又は受注者の代理人若しくは受注者の使用人に不正行為があったとき
- (3) 受注者が前条の規定に違反したとき
- (4) 前各号のほか受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき
- (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所が不明となったとき
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき
 - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - (ロ) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (ヘ) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれ

かに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(ト) 受注者が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（(ハ)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(7) 発注者の都合により契約の解除をするとき

(違約金)

第 8 条 受注者は、前条第 1 号から第 4 号及び第 6 号の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、前条第 1 号の場合において、受注者の責に帰さない事由のときは、この限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 9 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に

対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき

(4) この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わない場合は、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第10条 この契約に関し、定めのない事項又は発注者、受注者の間に紛争の生じた事項については、その都度発注者受注者協議のうえ決定する。

(管轄裁判所)

第11条 この契約に関する訴えは、発注者の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

(決 裁 年 月 日)

発注者 札幌市中央区大通西10丁目
支出負担行為担当官
北海道運輸局長 加藤 進

受注者